

# 平成30年 路線価発表 地積規模の 大きな宅地の評価

平成30年1月1日の相続から広大地評価が廃止されます。

広大地評価の廃止により、「地積規模の大きな宅地の評価」が新設されました。

要件が明確化になり、「絶対的評価」になることで、ミスは許されなくなりました。

そこで、本講座では、「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件の調べ方を具体的に解説いたします。



講師

石川 真樹 氏

株式会社ファルベ 代表取締役

宮城県生まれ。早稲田大学社会科学部、東京理科大学第二工学部建築学科卒業。1997年(株)東京アプレイザル入社。2003年同社にてセミナー事業部を立ち上げ、11年間にわたり事業部最高責任者として勤務。自らもセミナー講師としても登壇する一方、相続&不動産ビジネスという新たなマーケットを開拓し、同社の伸展に大きく貢献。2014年に(株)ファルベを設立し、2017年 税理士法人ファルベ不動産(代表税理士 木下勇人)を併設。これまでに培ってきた幅広いネットワークを活かし、人と人との「つながり」に重点を置いた事業展開を目指し、充実したセミナーの企画・運営に加え、「不動産×相続ビジネス」といった新しいソリューションシステムの構築に向けて邁進中。

東京生講座

オンラインLIVE講座\*

7/20 金 17:30-19:30

会場受講 先着 40 名様限定

同時中継 先着 300 名様限定

※ オンラインLIVE講座とは、東京会場での生講座を同時中継でインターネット配信するセミナーです。

会場

[浜松町] ビジョンセンター浜松町 JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分  
東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分、都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分  
東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

受講料

無料

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

## 1. 広大地改正の趣旨

## 2. 地積規模の大きな宅地

(1) 地積規模の大きな宅地の評価とは

(2) 適用要件

① 地区区分要件

② 面積要件 ～三大都市圏及び三大都市圏以外

③ 用途地域要件

④ 容積率要件

## 3. 市街化調整区域内に所在する宅地

～都市計画法34条10号及び11号規定

## 4. 調査ミスがおきやすいポイント

① 評価対象となる宅地が2以上の用途地域にわたる場合

② 指定容積率の異なる2以上の地域にわたる場合

③ 正面路線が2以上の地区にわたる場合

④ 倍率地域の場合

⑤ 市街地農地等についての適用

## 5. 地積規模の大きな宅地の遺産分割

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

2018/7/20(金)「平成30年 路線価発表『地積規模の大きな宅地の評価』」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

生講座会場受講 (40名様)

オンラインLIVE講座 (300名様)

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL.1

TEL.2 携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。

FAX

E-mail ※オンラインLIVE講座申込みは必ずご記入ください。